

社会福祉法人 富水会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～ 令和 9年 3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：男女とも育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整える。

<対策>

- 令和4年 4月～ 育児・介護休業法改正により規定の変更及び職員に周知
- 令和4年度～ 育児休業・産後パパ育休に関する相談窓口設置
- 令和4年度～ 産前産後休業や育児休業、育児休業給付、社会保険料の取扱など制度の周知を図るとともに情報提供を行う

目標2：産後パパ休（出生時育児休業）の創設や育児休業の分割取得について制度の周知を図る。

<対策>

- 令和4年10月～ 育児・介護休業法改正により規定の変更及び職員に周知
- 令和4年度～ 制度について事例の収集及び情報提供
- 令和4年度～ 制度について管理職を対象とした研修を行う

社会福祉法人 富水会 一般事業主行動計画

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供のため、次のよう
に行動計画を策定する。

1 計画期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

2 内 容

目標1 準職員から正職員への転換制度を利用する職員を毎年1
名以上とする。

・取組内容・実施時期

令和4年度から8年度まで 毎年8月に行われる自己申告
書に基づく面談の実施において職員転換制度の周知を図る

目標2 法人内の3施設の長が今まで男性であったことから、今後、
女性一人を施設長に登用する。

・取組内容・実施時期

令和4年度から8年度まで 管理職の男女比率を職員の比率
を目標に能力と適性を見ながら女性の登用を図っていく。